

平成26年 4月17日
総務部総務課

平成25年度における職員倫理の確立及び保持に関する状況等について

職員の倫理の確立及び保持については、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止する対策として平成25年9月に「平戸市職員倫理条例」を制定し、平成25年12月1日から施行しています。

条例では、毎年、職員の職務に係る倫理の確立及び保持に関する状況並びに講じた施策について公表することとしており、平成25年度（平成25年12月1日～平成26年3月31日）においては次のとおりです。

1 各種届出等の状況

(1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、自己の飲食に要する費用が5,000円を超える場合は、あらかじめ任命権者に届け出ることとしています。

平成25年度の届出については、次のとおり。

区 分	届出件数	相 手 方
市長部局	7	公益財団法人など公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方
消 防	4	営利を目的としない事業を行っている団体に属する方
教育委員会	2	公益財団法人に属する方
そ の 他	0	
計	13	

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

(2) 贈与等報告書による報告の状況

職員は、事業者等から1件5,000円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとしています。平成25年度においては、報告書の提出はありませんでした。

2 職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策の状況

施 策 名	実施日	参加者数
職員倫理条例説明会（班長・係長以上）	10月16日	68人
コンプライアンス研修（全職員）	10月29・30日	542人